

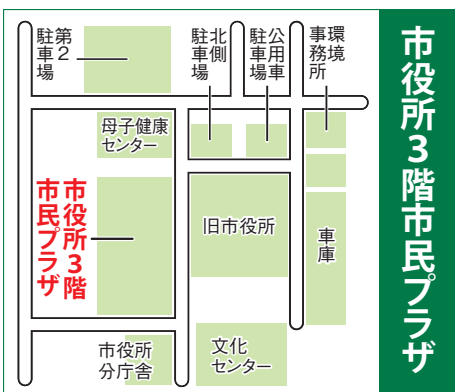
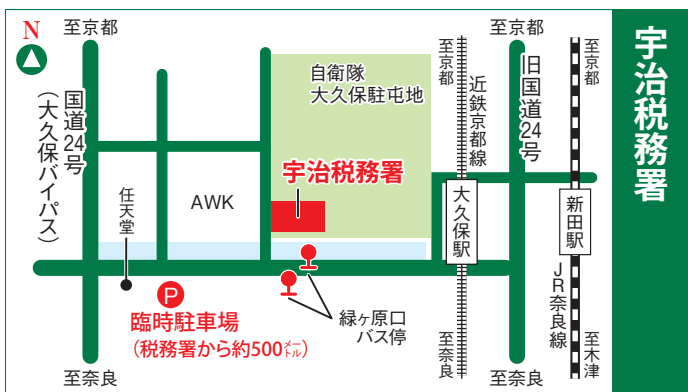
令和4年分 住民税・所得税・復興特別所得税

開設期間
2月6、7、24日～3月15日
※お越しの際は公共交通機関をご利用ください。

申告会場を開設

税の申告会場を2月24日(金)～3月15日(水)の間、市役所3階市民プラザに開設します(土・日曜日は除く)。
また、2月6日(月)、7日(火)は、税理士や税務署職員等による申告相談・受付窓口を開設。さらに、宇治税務署では還付申告の提出を2月15日(水)以前から受け付けています。

※確定申告や市・府民税申告は郵送でも申請できます。



税の申告は、学校、道路、公園などの公共施設の維持管理や公共サービスを提供するための財源を確保する大切な手続きです。また、国民健康保険料や介護保険料などの算定、児童手当などの受給判定にも必要です。忘れずに申告しましょう。

住民税(市・府民税)の申告

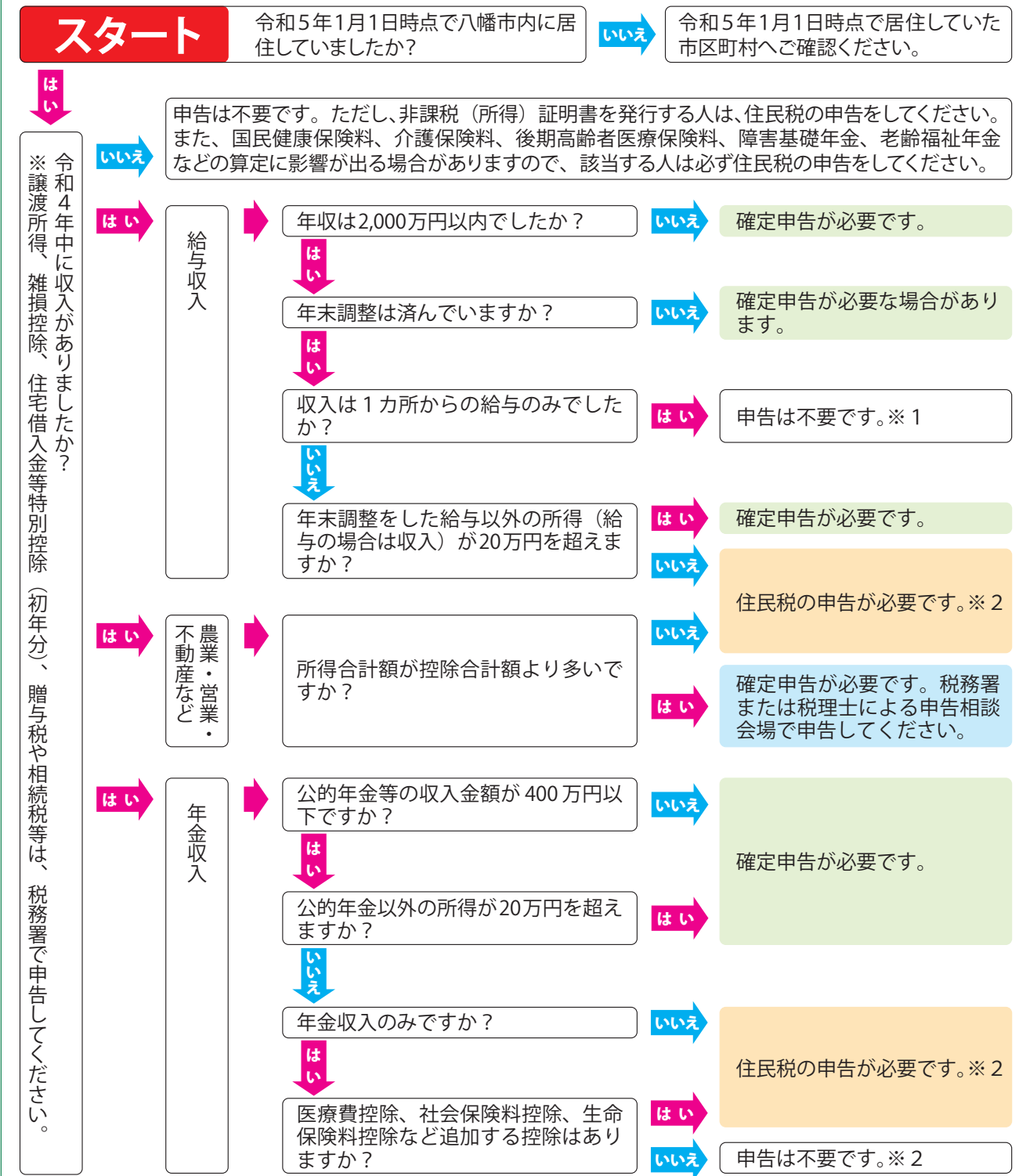
- 税務課市民税係 (☎983-1113、2164)
- 申告に必要な主なもの
- ▶ 給与・年金等の源泉徴収票
 - ▶ 各種控除に必要な書類
・ 生命保険料や地震保険料控除証明書
・ 社会保険料や国民年金などの控除証明書または領収書
・ 寄附金の控除証明書または領収書
・ 医療費控除の明細書
 - ▶ 筆記用具と計算機
 - ▶ マイナンバーカード (お持ちでない人は、番号確認書類と身元確認書類を持参(郵送時は写しを同封))
※番号確認書類=通知カードまたはマイナンバー記載の住民票の写し
※身元確認書類=運転免許証や公的医療保険の被保険者証など

所得税および復興特別所得税(国税)の確定申告

- 宇治税務署 (☎0774-44-4141)
- 申告会場に必要なもの
- ▶ 前述「住民税(市・府民税)の申告」の「申告に必要な主なもの」(2月24日(金)以降は、マイナンバーカードの「写し」が必要)
 - ▶ (還付申告の場合のみ) 申告相談者の口座情報がわかるもの
 - ▶ 確定申告書の作成に必要な情報を記載した「確定申告のお知らせ」ハガキまたは封書 (お持ちの人のみ)
※「確定申告のお知らせ」は、昨年確定申告を提出された人へ税務署から送付されています。

税の申告に関するフローチャート

(一般的なケースです。詳細は税務課市民税係へ問い合わせてください)



※1 勤務先から市に「給与支払報告書」が提出されなかった人は、住民税の申告をしてください。また、確定申告をすると、源泉徴収された所得税および復興特別所得税が還付される場合があります。
※2 所得税および復興特別所得税の還付が生じる場合は、確定申告ができます。

市税等の納付は 便利な口座振替のご利用を

税務課市民税係 (☎983-2481)

口座振替は、各納税義務者の税目単位で行います。また、軽自動車税は所有されている軽自動車などすべての税を振り替えます。口座振替の申し込みをご希望の方は、口座振替依頼書を市税等取扱金融機関(市外の金

融機関には依頼書がない場合あり)や税務課へ提出してください。なお、振り替えは令和5年度分からになります。※ゆうちょ銀行をご利用の場合は、直接ゆうちょ銀行へお申し込みください。